江東区都市計画マスタープラン策定時期の変更について

1. 変更理由

都市計画マスタープランについては、令和2年度末(令和3年3月)の策定を目指し、昨年度は、まちづくり基本方針(案)を策定し、今年度は、地区別まちづくり方針を策定する予定としている。

策定にあたっては、学識経験者等が参加する策定会議や議会はもとより、庁内会議やパブリックコメントなど、広く意見を聞くことが重要であり、とりわけ、町会や商店街など区民等が参画するワークショップについては、地域の声を直接かつ丁寧に聞くための必要不可欠な会議体である。

5月25日、新型コロナウィルス感染拡大防止にかかる緊急事態宣言が解除されたものの、策定に関する各種会議等を開催することが困難な状況である。

2. 変更にあたっての課題検討

- (1) ワークショップの開催
 - →参加人数や会場の状況などから「3密」の回避は困難であることにより、 当面の間は開催が見込めず、長期間開催されるワークショップについて は、今年度中に取りまとめることは困難である。
- (2) 策定時期を変更することによる影響
 - →都市計画マスタープランの策定時期は法定化されておらず、行政計画及 び区が実施する施策に関しては、現行計画で対応可能である。

3. 今後の方向性

- (1) 都市計画マスタープランの策定にあたっては、ワークショップの開催が 必要不可欠であることから、策定時期を1年後の令和3年度末(令和4年 3月)に延期する。
- (2) 今年度は、新型コロナウィルスによる一連の事象を受けた、国・都の「まちづくり」に関する動向を注視し、調査研究するほか、関連する各種計画について、関係機関との調整を進めていく。

4. その他

(1) 補正予算編成時に減額補正し、令和3年度当初予算に再計上する。